

# 個人情報保護方針

一般社団法人りむすび

## 第1条 目的

この規程は、一般社団法人りむすび（以下「本法人」という。）が保有している個人情報の中には個人のプライバシーに深く関わるものが含まれていることを認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等の法令を遵守し、個人情報の保護に関する必要な事項を示し、その取扱い等について定めるものである。

## 第2条 定義

本法人が保有する個人情報の範囲と利用目的は本法人の行う事業を利用する者（以下「利用者」という。）への連絡、利用者からの問い合わせへの対応、利用者へのサービス提供のためとする。

## 第3条 利用目的の特定、告知、制限

利用者に対し前条記載の個人情報の提供を求める場合は、各個人情報に対応する利用目的を告知し、取得した個人情報は、それ以外の目的に利用してはならない。なお、個人を識別することができない統計的な調査、資料作成、出版、公表等を行うため、あるいは、本法人から各種サービス等に関する情報の案内をさせていただくために、個人情報を利用する場合がある。

## 第4条 個人情報の第三者への提供

本法人は、利用者の同意がある場合、裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会、またはこれらに準じた権限を持つ機関から法令に基づく開示を求められた場合は、第三者への開示を行うことがある。

## 第5条 個人情報の開示、訂正、削除

本法人は、利用者からの自己情報の開示、訂正、削除等の請求があった場合は、本人であることを確認の上、個人情報保護法の定めに従い、誠実かつ速やかに対応しなければならない。

## 第6条 守秘義務の誓約書

本法人が行う事業に関与する役員、業務担当者は、事業の過程で見聞した利用者その他の個人情報を他に漏らさない旨の誓約書を、代表に提出しなければならない。

## 第7条 安全管理

保存すべき個人情報は、書面化した記録又は電磁的記録による。

2 書面化した記録はファイルに綴じ込み施錠できる場所で保管し鍵は所定の場所で保管する。

3 電磁的記録は、コンピューター内のハードディスクに保存する。当該コンピューターは業務時間外における外部からの侵入に耐える場所への設置又はパスワードによる保全の措置を講じなければならない。

4 個人情報を入力し、記録保存するコンピューターは、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんなどを防止するために厳格な安全管理措置を講じたものでなけ

ればならない。

5 個人情報にアクセスできる者の範囲は、代表、個人情報を取り扱う業務担当者とする。これ以外の者で当該個人情報にアクセスする必要がある場合は、理由、用途を明示して代表または代表が任命した者に申し出、許可を受けなければならない。

#### 第8条 個人情報保護管理者の設置及び事業従事者の監督並びに教育

代表または代表が任命した者を個人情報保護管理者とする。

2 個人情報保護管理者は、個人情報の安全管理対策の励行を図ると共に、業務担当者が集まる会議等の機会を活用して、個人情報保護の重要性について認識の徹底を図る。

#### 第9条 苦情処理及び問合せ等の処理

個人情報の取り扱いに関する苦情・問合せ等（以下「苦情処理等」という）は、本法人への郵便又はEメールで受け付け、速やかに対応するよう努める。

2 代表または代表が任命した者を苦情処理等担当者とする。

3 苦情処理等担当者は、個々の苦情等に対し適切な対応に努めると共に、苦情等から把握できる問題点をその後の個人情報の取扱いの改善に反映させる。

4 個人情報の取扱いについての苦情・問合せ等は、本法人の 次のいずれでも受け付け、速やかに対応するように努める。

住所：東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2階 Email:rimusubi@gmail.com

#### 第10条 漏えいが発生した場合の措置

代表及び業務担当者は、個人情報が外部に漏えいしていることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報保護管理者に通報しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、業務担当者へ漏えいの事実関係の調査及び対応策の検討を指示し、その結果を報告させる。

3 個人情報保護管理者は、調査の結果から漏えいの事実が確認された場合には、直ちに当該個人情報の関係者に相当な方法で漏えいした情報の範囲、漏えい先等について報告し、対応策について説明しなければならない。

4 個人情報保護管理者は上記の経過を踏まえ必要があれば理事会に再発防止策を提言する。

#### 第11条 個人情報保護の方針の策定、公表

本法人は、ホームページ等に掲載しプライバシー・ポリシーを公表する。

#### 第12条 改廃

この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

#### 附則

この規程は本法人設立の登記日から施行する。（登記日 2017年10月17日）

最終更新日: 2022年4月